

給水装置新設並びに給水申込書

地区簡易水道施設（飲料水供給施設）から給水装置を新設し、給水を受けたいので、江府町簡易水道施設の新設並びに給水に関する条例第4条並びに第16条の規定により、申し込みをいたします。

なお、給水工事に伴う費用及び決められた手数料は、条例第7号並びに第26条により責任を持って納付することを約し、申し込みをいたします。

令和 年 月 日

江府町長 殿

申請者 住 所

氏 名

印

(電話番号) ()

添付書類 1 位 置 図
(各1部) 2 配 管 図